

第4章 連邦政府の取り組み

第1節 連邦政府における行政評価の導入

連邦政府においては、1993年 の行政評価法（GPRA : Government Performance Results Act）に基づき、1999年度（連邦政府の会計年度は10月1日から開始する。例えば、1999年度は1998年10月1日から1999年9月30日までである。）から、全省庁的に行政評価の取り組みがなされている。

連邦政府が住民に直接サービスを提供する部門はかなり限られている。このため、国民による評価を行政管理に取り入れることになるのは州や地方団体に比べてかなり遅れたが、1993年の「行政評価」の導入以前にも、以下のように成果志向の行政管理手法の導入が何度も試みられてきた。

「行政評価」導入以前の連邦政府による成果志向の管理手法

○Performance Budget

フーバー委員会（Hoover Commission）の勧告により制定された1950年の予算会計手続法（Budget and Accounting Procedures Act）により実施されたもので、これ以降、予算局（Bureau of Budget：後のOMB（Office of Management and Budget）が、各省庁の実績に基づいて予算編成を行うシステムを採用することになった。

○PPBS（Planning Programming Budgeting System）

国防省の予算編成に用いられたのが始まりで、1965年にジョンソン政権によって多くの省庁で採択された予算編成の方式で、政策目標の達成のために事業プログラムの費用便益分析を行い、これを予算編成に反映させるというものである。この手法は、日本の予算編成手法にも採用され、一時ブームにもなった。

○MBO（Management by Objectives）

1973年にニクソン政権によって採用された予算管理の方法で、各省庁の設立目的に沿って予算要求を行うこととし、各事業担当者に予算執行後の目的達成を確保させようとするもの。

○ZBB（Zero-Based Budgeting）

1977年にカーター政権で採用された予算編成の方式で、前年度の予算を漸増減させる漸増式予算編成を廃止し、各事業プログラムに優先順位をつけ、毎年予算項目に新たな意義付けを行おうとするもの。

現在の連邦政府レベルにおける行政評価（performance measurement）は、

1993年1月にクリントン大統領が就任し、同年3月にゴア副大統領を長とするNPR (National Performance Review、後に改称され、現在は、National Partnership for Reinventing Governmentと呼ばれている。) が創設されたところから始まっている。

当時、米国は深刻な不況により連邦・州・地方団体とも税収減による財政難に陥っており、政府の財政に対する外部監査の強化、行政の業績評価の必要性に注目が集まっていた。このようななか、議会、民間の研究者や実務家の団体が業績評価に関する具体的な手法や情報を蓄積し、様々な提案を行うという動きが全国的に活発に展開されており、クリントン政権はこうした動きをうまく政策運営に取り込んだと言える。

以下、現在に至るまでの取り組みを概観する。

■1993年9月 Phase I Report（第1段階のレポート）

1993年9月、まず第1段階のレポートとして、「Creating a Government That Works Better and Cost Less（より良く、より少ない費用で機能する政府の創出）」が発表された。この中には成果志向の管理手法の導入、競争原理の導入、組織の内部規則の削減・縮小など384件の具体的提案が盛り込まれ、1,250件に及ぶ具体的行動によって、1,080億ドルの費用を節約できるという提案がなされた。

一方、この作業に対応して議会は、GPRA (Government Performance Results Act : 政府の業績とその結果に関する法律(行政評価法)) を制定した。これにより、連邦の各行政機関がそれぞれ目標設定を行い、それに沿って行政評価 (performance measurement) を行い、報告することが義務付けられた。それまでの歴代大統領が実施してきた改革手法は、政権交代後は次の政権に対して強制力をもたないものがほとんどであったが、この法律が成立したことにより、政権交代後もこの行政評価システムは維持されることとなつた。

■1994年

第1段階のレポートの提出は、予算編成や国民へのサービスの改革などに大きな影響を及ぼし、レポートの提案のうち約3分の2が何らかの形で実行に移された。NPRは連邦政府職員を対象にトレーニングビデオやレポートのCD-ROMの作成、ニュースレターの発行、インターネットサイトの提供を行い、連邦政府職員同士の情報交換を支援した。インターネットサイト（「Net Results」）は一般にも開放されている。

同年におけるNPRの成果としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 連邦政府機関が初めて顧客サービス基準を作成するための支援
- ・ オレゴン州との協力による子供と家族のための達成プログラムの実験

- ・ 政府の改革に取り組む優秀な政府機関の職員・グループに対する「Hammer Award」の創設。
- ・ 議会との協力により、第1段階のレポートでなされた提案の中で法制定が必要なものにつき、34の法案の成立を支援

■ 1995年 Phase II（第2段階）

1994年の中間選挙終了後、クリントン大統領はゴア副大統領に対し、更なる改革を進めるために、Phase II（第2段階）の開始を要請した。第1段階では、「政府がどのように働くか（How the government works）」に力点があったが、第2段階では、「政府が何をすべきか（What the government should be doing）」に力点が置かれることとなった。第2段階の提案は、良いサービスを行うための州や地方団体も含む政府間ネットワークの構築、顧客サービス基準の制定、各種事業の見直しなど多岐に及んでいる。規制システムの改革にあたっては、単に規制を撤廃するのではなく、協力体制（Partnership）や協定（Arrangement）などを推進するよう提案している。

■ GPRAの要請に基づく全省庁的な行政評価の開始

GPRAの成立後、いくつかの試行プログラム（パイロット事業）の実施を経て、1999年度から、一部の例外を除き、連邦の全省庁において行政評価が開始された。

各省庁は1999年度から、年度当初に掲げた成果志向の目標に沿った行政運営を行っており、その成果について取りまとめた1999年度（1999年9月30日で終了する。）の年次報告書を、2000年3月末までに提出することを義務付けられている。この結果は、次年度以降の計画策定にフィードバックされ、成果志向の行政評価による行政改革のサイクルが始動することとなる。

第2節 GPRA (Government Performance Results Act) の実施

連邦政府の行政評価は、GPRA と呼ばれる法律に従って全省庁的に実施されている。以下、GPRA の枠組みについて説明する。

(1) GPRA (行政評価法) の成立 (行政評価法の内容については、付録の抄訳参照)

1993年、米国連邦議会は GPRA (Government Performance Results Act) を可決した。これにより、連邦政府に行政評価 (Performance Measurement) の手法が導入されることになった。議会は、

- ① 連邦の政策における無駄と非効率は、米国民の政府に対する信頼を蝕み、連邦政府の重要な公的需要に適切に対応する能力を低下させている。
- ② 連邦の行政責任者の事業の効率性及び有効性の向上への努力は著しく不十分である。これは、事業目的の説明が不十分であり、事業の遂行状況に関する情報が不十分だからである。
- ③ 事業の遂行状況と結果に対して十分な注意が払われていないため、議会による政策立案、支出の決定及び事業運営の監督は、著しく不十分なものとなっている。

(同法第2節(a)参照)

との認識に基づき、以下の目的を達成するため、業績評価 (Performance Measurement) の手法を導入することとしている。

- ① 連邦行政府の政策目的の実現に向けての説明責任を組織的に確保することにより、米国民の連邦政府に対する信頼を高める。
- ② 政策の目的を設定し、その目的に対する政策の遂行状況を評価し、進行状況を公表するという一連の先進的取り組みにより、事業遂行の改革を行う。
- ③ 成果、サービスの質、顧客の満足に新しく焦点が当たることを促進することにより、連邦の政策の有効性を高め、アカウンタビリティを確保する。
- ④ 連邦の行政責任者に政策目的に見合った計画を作成することを求めるとともに、事業の成果とサービスの質に関する情報を与えることにより、サービスの改善を促進する。
- ⑤ 立法目的の達成度、連邦の事業及び支出に関する効率性と有効性につき客観的な情報を提供することにより、議会の政策決定を改善する。
- ⑥ 連邦政府の内部管理を改善する。

(同法第2節(b)参照)

(2) GPRA の実施主体

GPRA は、OMB (予算執行管理局)、GAO (会計検査院)、各省庁及びNPR により実施されている。以下、各々の機関の機能について述べる。

(a) OMB (Office of Management and Budget)

予算案を作成するほか、連邦政府諸機関の管理・調整にあたる大統領直属の機関。予算編成にあたっては、各省庁からの要求を受け、総合調整を行う。

GPRAの要請に従い、毎年予算案と同時に各省庁から「年次計画(Annual Performance Plan)」が提出されるが、これらをとりまとめ、政府全体の年次計画(Government-Wide Performance Plan)を作成する。

理論的には、まず年次計画が作成され、それにしたがって予算が編成されることになるが、実際は、年次計画と予算はほぼ同時進行で作成される。

具体的な作業日程は、次のとおり。

2000年度（1999年10月1日～2000年9月30日）の年次計画及び予算編成の作業日程

1998年4月	各省庁内で各事業主管課からのヒアリング開始
1998年夏	各省庁の年次計画・予算案作成
1998年9月	各省庁の年次計画・予算案をOMBに提出
1998年秋	OMBによる各省庁からのヒアリング
12月	OMBと各省庁の折衝を経て、OMB案提示
1999年2月初旬	大統領予算案議会提出
1999年9月まで	議会審議
1999年10月～	新年度開始

(b) 会計検査院 (GAO : General Accounting Office)

連邦政府の各機関に対する会計検査を行うことから、会計検査院などと訳されることが多いが、議会(Congress)に所属し、行政府に対する議会の監視機関(Watchdog)としての役割をする。GPRAの実施にあたって、各省庁が議会に対して提出したGPRA関係書類はGAOに送付され、GAOは各省庁がGPRAの要請に応えているかという観点でこれらの書類を精査し、その結果を議会に対して報告し、公表している。

次の表は、各省庁が提出した2000年度年次計画書に対するGAOの評価を一覧表にまとめたものである。各省庁が提出した年次計画書に対し、事業の説明、戦略及び財源等の特定、業績に関する情報の信頼性の3つの観点につき4段階で評価した結果を示している。

Characterization of CFO Act Agencies' Fiscal Year 2000 Performance Plans

	Picture of intended performance				Specificity of strategies and resources				Degree of confidence that performance information will be credible			
	Clear	General	Limited	Unclear	Specific	General	Limited	Incomplete	Full	General	Limited	No response
Cabinet/departments												
Agriculture		●				●					●	
Commerce		●				●					●	
Defense			●			●					●	
Education		●				●				●		
Energy			●			●					●	
Health and Human Services			●					●			●	
Housing and Urban Development	●					●					●	
Interior	●					●					●	
Justice		●				●					●	
Labor	●					●					●	
State			●					●			●	
Transportation	●					●				●		
Treasury			●					●			●	
Veterans Affairs		●				●					●	
Agencies												
Environmental Protection Agency		●				●					●	
Federal Emergency Management Agency		●				●					●	
General Services Administration	●					●					●	
National Aeronautics and Space Administration			●			●					●	
National Science Foundation	●					●					●	
Nuclear Regulatory Commission	●					●					●	
Office of Personnel Management	●					●					●	
Small Business Administration	●							●			●	
Social Security Administration	●					●				●		
U.S. Agency for International Development		●				●					●	

Source: GAO analysis based on agencies' fiscal year 2000 performance plans.

(c) 各省庁 (Departments and Agencies)

各省庁は、所管の事業につき、行政評価を行う。まず所管の事業につき包括的な中期的目標を示す「戦略計画 (Strategic Plan)」を作成し、これに従って毎年度、各事業の目標、成果測定の指標等を明記した「年次計画 (Annual Performance Plan)」を示す。各事業の成果は、毎年度終了後に「年次報告(Annual Performance Report)」において報告され、その分析は将来の計画に反映される。

(d) NPR (National Partnership for Reinventing Government)

NPR は、副大統領に所属する組織で、各省やコンサルタントなどからの派遣スタッフで構成される「taskforce」である。2000 年 1 月現在、54 名が在籍している。各省から派遣されるスタッフの任期は概ね半年程度。人件費は派遣元の支弁となっているが、事務所の諸経費は国防省の予算で賄われている。

NPR は各省から書類を集める権限を持っているわけではなく、各省から OMB に提出される GPRA 関係書類の作成に関して細かく関与するわけではないが、各省庁に対して様々な助言を行っている。

例えば、複数の省が同一の目標 (goal) に関連する事業を実施しているケースにつき、無駄な投資を排除するため会議を開催している。これまで

同一の「goal」に関わる事業を所管する部局の担当者が集まって会議を行うケースはまれであった。出席者は各事業の責任者である administrator 級（政治的任用職（political appointee））であるが、各省ともこの会議に出席するまでに省内で会議を重ねたうえで参加している。

また、NPR は、改革を進めるためには、「顧客（customer）」だけではなく職員（employee）の満足度も重要であるとの考えに基づき、シカゴ大学のチームに委託して作成した調査票をランダムに抽出した職員に送付してとりまとめるという形で、連邦政府職員の満足度調査も行っている。

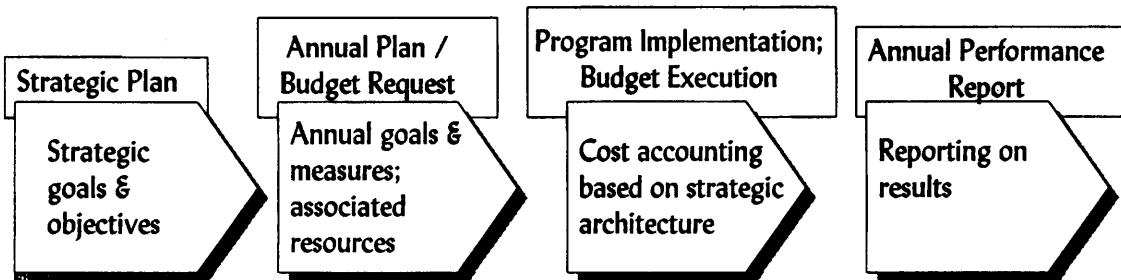
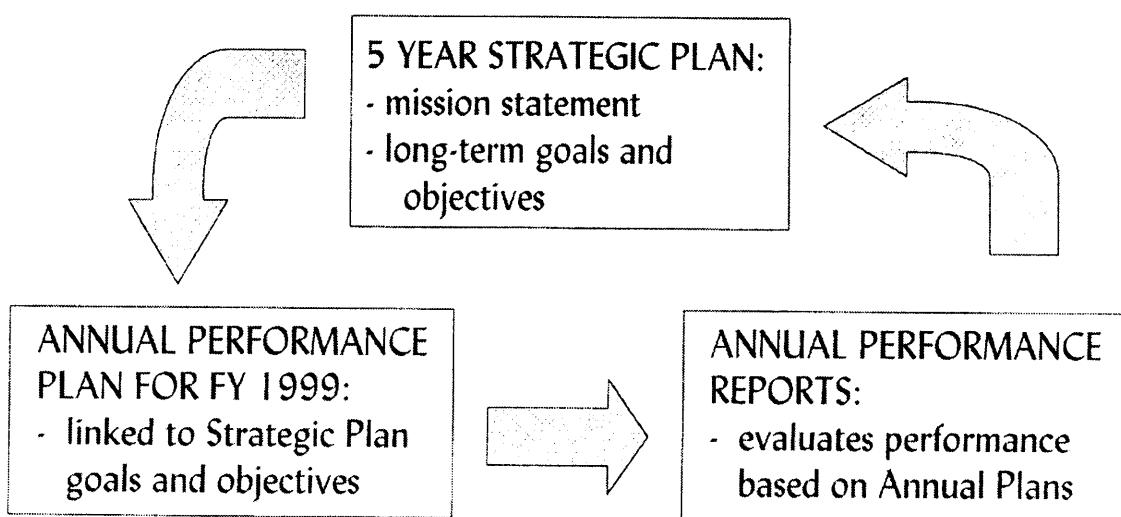
(3) GPRA の具体的実施過程

GPRA の要請に基づき、連邦の各省庁は、(a)戦略計画、(b)年次計画及び(c)年次報告の3種類の報告書を作成することとされている。

各省庁はまず戦略計画を作成し、これに基づいて毎年、年次計画を作成する。当該年度終了後に実施結果に基づいた年次報告を作成し、その結果を次の戦略計画に反映するという仕組みである。

戦略計画・年次計画・年次報告の関係

(環境庁作成資料より)



以下、各々の内容について説明する。

(ア) 戰略計画 (Strategic Plan)

各省庁は5年以上の期間にわたる戦略計画 (Strategic Plan) をOMB及び議会の長に対して提出しなければならない。初年度は1997年3月までに提出することとされ、それ以降は少なくとも3年ごとに改訂することが求められている。戦略計画は、以下の項目を含むものでなければならない。

- ・包括的な任務に関する規定 (その行政庁の主な機能と施策を含む)
- ・一般的な目的と目標 (その行政庁の主な機能と施策のための目的と目標に関連する結果を含む)
- ・目的と目標を達成する方策 (実施過程、技能及び技術、人材、資本、情報その他目的と目標を達成するために必要とされるものに関する記述を含む)

各省庁の作成する戦略計画は、GPRAの要請する以上の項目を含むものであるが、冊子及びインターネット上で一般向けに公表されており、各省庁とも工夫を凝らしている。環境庁の例で説明すると、次のとおりである。

(例) 環境庁の戦略的計画

以下のとおり、組織の使命 (Mission)、10の基本的目標 (Goals)、41の具体的目標 (Objectives)、108の細目標 (Sub-Objectives) が100ページ程度の冊子にまとめられ、公表されている。

○組織の使命 (Mission)

「環境庁の使命は、人類の健康を守り、空気、水、土地といった生命のよりどころである自然環境を保つことである。

環境庁の目的は、以下を保障することである。

- ① すべての国民が、健康及び、住み、学び、働く環境を脅かす危険から守られること
- ② 環境に対する危険を取り除く全国的な取り組みが、入手し得る最高の科学的な情報に基づいて行われること
- ③ 人類の健康と環境を守る連邦法が公正かつ効果的に執行されること
- ④ 環境保護が、天然資源、健康、経済発展、エネルギー、運輸、農業、産業及び貿易に関して考慮されるべき不可欠な要素として取り扱われること
- ⑤ 地域社会、個人、企業、州、地方団体及び少数民族等のすべての団体が健康及び環境を効果的に管理するのに十分な正確な情報にアクセスできること
- ⑥ 環境保護が、多様で維持可能かつ経済生産性の高い地域社会とエコシステムを確立するために貢献すること
- ⑦ 合衆国が他の国々とともに地球環境を守るうえでリーダーシップを發揮す

ること」

○基本的目標 (Goals)

以下の 10 の目標が掲げられている。

- ① きれいな空気
- ② きれいで安全な水
- ③ 安全な食物
- ④ 汚染防止
- ⑤ 廃棄物処理、汚染物質の浄化及び危機への対応の向上
- ⑥ 地球規模、国際的な環境上の危険の緩和
- ⑦ 環境に関する国民の知る権利の拡大
- ⑧ 科学、環境上の危険に対するより良い理解、環境問題に関する認識の向上
- ⑨ 汚染の確実な防止、法の遵守の確保
- ⑩ 効果的な行政管理

○具体的目標 (Objective)

各々の基本的目標につき、その目標に資する具体的目標（合計 41）が挙げられている。

例えば、基本的目標のうち「①きれいな空気」に資するものとして、以下のような具体的目標が掲げられている。

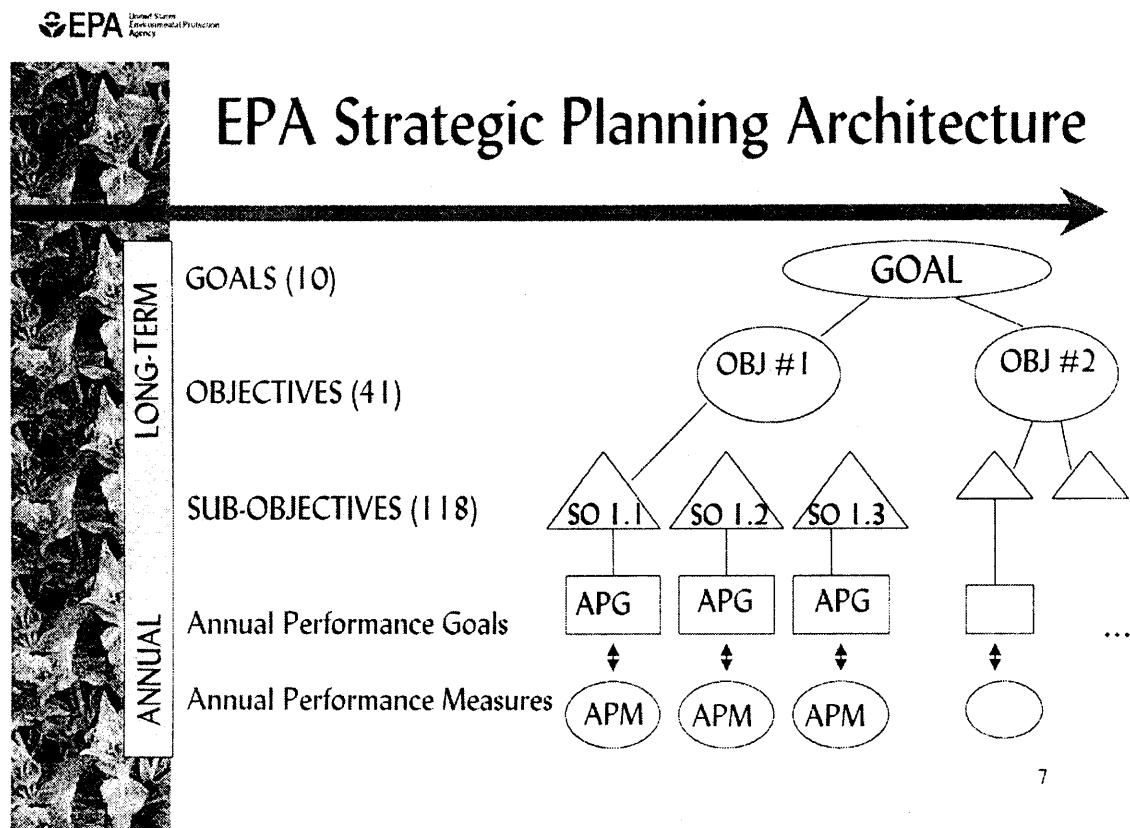
- (a) 2010 年までに、国民が住んでいる地域で、オゾン等に関する法律の基準を満たしていない空気の質を改善する。
- (b) 2010 年までに、有害物質の排出を 1993 年のレベルの 75% まで縮減することにより、大気汚染によるがんなどの深刻な病気の危険を縮減する。
- (c) 2005 年までに、国民が住んでいる地域で、一酸化炭素、二酸化硫黄、鉛、二酸化窒素に関する法律の基準を満たしていない空気の質を改善する。

○細目標 (Sub-Objective)

GPRRA の要請に基づき各省庁が議会等に明らかにすることを求められているのは、上記の具体的目標までであるが、これらの具体的目標を実現するために、108 のさらに細かい目標が設定されている。この細目標は、予算上の事業区分と密接な関連をもち、内部では「Sub-Objective」と呼ばれているが、公表されている書類上には、「Sub-Objective」の言葉は使われておらず、このレベルに関しては、環境庁内部の意思決定で事業の実施状況等に応じた変更が可能な状態になっている。

基本的目標・具体的目標・細目標等の関係は、以下のとおりである。

環境庁の「戦略計画」における基本的目標・具体的目標・細目標等の関係
(環境庁作成の資料より)



41 の具体的目標 (objectives) の下に、毎年の事業執行と密接な関連を持つ 118 の細目標 (sub-objectives) が設定されている。

(イ) 年次計画 (Annual Performance Plan)

各省庁は、所管の各事業に関する年次計画 (Annual Performance Plan) を、予算要求とあわせてOMBに提出することとされている。年次計画は、以下の要素を含むものでなければならないとされている。

- ① 事業活動により達成される業績のレベルを明らかにするために目標を定めること
- ② その目標を客観的、数量的、計量可能な形で表現すること
- ③ 目標達成のために要求される実施過程、技術的能力、人的資源、情報その他の資源を簡潔に示すこと
- ④ 各事業の結果、サービスのレベル及び成果を計測し、評価する際に利用可能な指標を確立すること
- ⑤ 設定された目標と実際の結果を比較する基礎を提供すること
- ⑥ 計測された数値を確認する方法を示すこと

年次計画の内容は、戦略計画と同様、各省庁が冊子やインターネットにより公表している。年次計画は、毎年各省庁により予算編成と同時進行で作成されることから、各省庁の予算と密接な関連を有している。

各省庁ごとに構成は大きく異なるが、多くの省庁の年次計画書においては、当該年度の予算上の各事業 (program) と、年次計画書に明記されている基本的目標 (goal) 及び具体的目標 (objective) との関連が明らかにされている。

教育省の例で説明すると、次のとおりである。

(例) 教育省 (Department of Education) の年次計画書 (2000 年度)

教育省は、4つの基本的目標 (Goals) と、22の具体的目標 (Objectives) を掲げ、各具体的目標ごとに核となる戦略 (Key Strategies)、他の省庁との協力、予算上の事業、業績評価の指標及び図表をそれぞれ明記しており、わかりやすい。

年次計画書には、次のように基本的目標と具体的目標の関係が整理されている。上段に組織の使命 (mission) 及び4つの基本的目標 (goal) を明示し、その下に22の具体的目標 (objective) を掲げている。

教育省における組織の使命・基本的目標・具体的目標の関係

(教育省年次計画（2000年度）より)

U.S. Department of Education Framework of Strategic Plan Goals and Objectives			
Mission: To ensure equal access to education and to promote educational excellence throughout the nation.			
Goal 1. Help all students reach challenging academic standards so that they are prepared for responsible citizenship, further learning, and productive employment.	Goal 2. Build a solid foundation for learning for all children.	Goal 3. Ensure access to postsecondary education and lifelong learning.	Goal 4. Make ED a high-performance organization by focusing on results, service quality, and customer satisfaction.
Objectives <ul style="list-style-type: none"> 1.1 States develop challenging standards and assessments for all students in the core academic subjects. 1.2 Every state has a school-to-work system that increases student achievement, improves technical skills, and broadens career opportunities for all. 1.3 Schools are strong, safe, disciplined, and drug-free. 1.4 A talented and dedicated teacher is in every classroom in America. 1.5 Families and communities are fully involved with schools and school improvement efforts. 1.6 Greater public school choice will be available to students and families. 1.7 Schools use advanced technology for all students and teachers to improve education. 	Objectives <ul style="list-style-type: none"> 2.1 All children enter school ready to learn. 2.2 Every child reads well and independently by the end of the third grade. 2.3 Every eighth-grader masters challenging mathematics, including the foundations of algebra and geometry. 2.4 Special populations participate in appropriate services and assessments consistent with high standards. 	Objectives <ul style="list-style-type: none"> 3.1 Secondary school students get the information, skills, and support they need to prepare successfully for postsecondary education. 3.2 Postsecondary students receive the financial aid and support services they need to enroll in and complete a high-quality educational program. 3.3 Postsecondary student aid delivery and program management is efficient, financially sound, and customer-responsive. 3.4 All adults can strengthen their skills and improve their earning power over their lifetime through lifelong learning. 	Objectives <ul style="list-style-type: none"> 4.1 Our customers receive fast, seamless service and dissemination of high-quality information and products. 4.2 Our partners have the support and flexibility they need without diminishing accountability for results. 4.3 An up-to-date knowledge base is available from education research to support education reform and equity. 4.4 Our information technology investments are sound and used to improve impact and efficiency. 4.5 The Department's employees are highly skilled and high-performing. 4.6 Management of our programs and services ensures financial integrity. 4.7 All levels of the agency are fully performance-driven.

また、予算上の事業がそれぞれどの目標に資するものであるかについては、次のような表によって整理されている。

基本的目標・具体的目標と予算上の事業との対比表

(教育省年次計画（2000年度）より)

予算上の事業（表頭）と具体的目標（表側）の関係が一覧できる。

Characterization of CFO Act Agencies' Fiscal Year 2000 Performance Plans

Cabinet departments	Picture of intended performance				Specificity of strategies and resources				Degree of confidence that performance information will be credible			
	Clear	General	Limited	Unclear	Specific	General	Limited	Incomplete	Full	General	Limited	No
Agriculture	●					●				●		
Commerce	●					●				●		
Defense			●			●					●	
Education	●					●				●		
Energy			●			●					●	
Health and Human Services			●					●			●	
Housing and Urban Development	●					●					●	
Interior	●					●					●	
Justice	●					●				●		
Labor	●					●					●	
State			●				●				●	
Transportation	●				●					●		
Treasury			●				●				●	
Veterans Affairs	●					●					●	
Agencies												
Environmental Protection Agency	●					●					●	
Federal Emergency Management Agency	●					●					●	
General Services Administration	●					●					●	
National Aeronautics and Space Administration			●			●					●	
National Science Foundation	●					●					●	
Nuclear Regulatory Commission	●					●					●	
Office of Personnel Management	●					●					●	
Small Business Administration	●						●				●	
Social Security Administration	●					●				●		
U.S. Agency for International Development	●					●					●	

Source: GAO analysis based on agencies' fiscal year 2000 performance plans.

(ウ) 年次報告(Annual Performance Report)

各省庁は、年次報告(Annual Performance Report)を2000年3月31日までに、それ以降は各年3月31日までに、大統領及び議会に対し、前年の事業運営に関する報告書を提出しなければならないこととされている。

2000年度の報告は前年度の実施結果を含んだものでなければならないとされており、また、2001年度の報告は前2年度の実施結果を含まなければならぬらず、2002年度の報告は前3年度の実施結果を含まなければならないとされる。

各省庁の年次報告は、当該省庁の年次計画と対比可能な形式で作成される予定である。

(4) G P R Aの取り組み状況

連邦政府における行政評価は、G P R Aの要請に基づいて全省庁において行われているが、各省庁の取り組みにはばらつきが見られる。会計検査院（G A O）は、各省の取り組みについて、G P R Aの要請に沿った取り組みがなされているかという観点で評価を加え、公表している（(2)(b)の表参照。）が、客観的指標による業績の評価という手法になじみやすい行政分野もあればそうでない行政分野もあり、行政評価手法の画一的な導入が困難であることが浮き彫りにされている。

しかしながら、G A Oの評価においても、初年度である1999年度に比較して2000年度にはより高い評価を得ている省庁が多く、各省庁とも、年次計画を自らの活動をアピールする場としてとらえ、積極的に活用しようという姿勢で臨んでいることがうかがえる。

2000年3月末までに各省庁は行政評価の結果報告書である「年次報告書」を提出するが、この結果が次年度以降の計画策定、行政運営にどのように活用されるかに関心が集まっている。

連邦行政評価法（抄訳）
(Government Performance Results Act of 1993)

- 第1節 略称
- 第2節 現状認識及び目的
- 第3節 戦略計画
- 第4節 年次計画及び年次報告
- 第5節 事業執行管理上の説明責任及び柔軟性
- 第6節 パイロット事業
- 第7節 郵便事業
- 第8節 議会の監督及び立法
- 第9節 研修
- 第10節 法の適用
- 第11節 技術的修正

第103回米国連邦議会は1993年1月5日に開催され、連邦政府に戦略的計画及び業績評価を導入するための法律案が上院及び下院において審議され、可決された。

第1節 略称

この法律は、「1993年G P R A」と称する。

第2節 現状認識及び目的

- (a) 議会の現状認識は以下のとおりである。
 - (1) 連邦の政策における無駄と非効率は、米国民の政府に対する信頼を蝕み、連邦政府の重要な公的需要に適切に対応する能力を低下させている。
 - (2) 連邦の行政責任者の事業の効率性及び有効性の向上への努力は著しく不十分である。これは、事業目的の説明が不十分であり、事業の遂行状況に関する情報が不十分だからである。
 - (3) 事業の遂行状況と結果に対して十分な注意が払われていないため、議会による政策立案、支出の決定及び事業運営の監督は、著しく不十分なものになっている。
- (b) この法律の目的は以下のとおりである。
 - (1) 連邦行政政府の政策目的の実現に向けての説明責任を組織的に確保することにより、米国民の連邦政府に対する信頼を高める。
 - (2) 政策の目的を設定し、その目的に対する政策の遂行状況を評価し、進行状況を公表するという一連の先進的取り組みにより、事業遂行の改革を行う。

- (3) 成果、サービスの質、顧客の満足に新しく焦点が当たることを促進することにより、連邦の政策の有効性を高め、アカウンタビリティを確保する。
- (4) 連邦の行政責任者に政策目的に見合った計画を作成することを求めるとともに、事業の成果とサービスの質に関する情報を与えることにより、サービスの改善を促進する。
- (5) 立法目的の達成度、連邦の事業及び支出に関する効率性と有効性につき客観的な情報を提供することにより、議会の政策決定を改善する。
- (6) 連邦政府の内部管理を改善する。

第3節 戰略計画

連邦コード第5編第3章の第305節の次に次の節を加える。

「第306節 戰略的計画

- (a) 1997年3月までに、各行政府の長は予算執行管理局及び議会の長あて政策に関する戦略計画を提出しなければならない。この計画は、次の内容を含まなければならない。
 - (1) 包括的な任務に関する規定（その行政府の主な機能と施策を含む）
 - (2) 一般的な目的と目標（その行政府の主な機能と施策のための目的と目標に関連する結果を含む）
 - (3) 目的と目標を達成する方策（実施過程、技能及び技術、人材、資本、情報その他目的と目標を達成するために必要とされるものに関する記述を含む）
 - (4) ~ (6) (略)
- (b) 戰略計画は提出時の会計年度から向こう5年以上の期間を含むものでなければならず、少なくとも3年ごとに更新されなければならない。
- (c) 第31章第1115節において要求されている運営計画は、当該行政府の戦略計画と一緒にしたものでなければならない。運営計画はこの節にいう直近の戦略計画を含まずに提出してはならない。
- (d) 戰略計画を作成する際には、行政府はその計画により影響を受けうる、あるいは関連する機関に対して見解及び意見を求め、これを考慮しなければならない。
- (e) この節に規定されている機能及び活動は、本来的な連邦政府の機能とみなされなければならない。この節に基づく戦略計画の作成は、連邦政府職員のみによって行われなければならない。
- (f) この節において、「行政府」は105節に定義される行政府を意味する。しかし、中央情報機関（CIA）、会計検査院（GAO）、パナマ運河委員会、郵政省、郵便料金審議会は含まれない。」

第4節 年次運営計画及び報告

- (a) 連邦コード第31編第1105(a)節—予算の内容及び提案の最後に次の段落を加える。

「(29) 1999年度から、第1115節に基づくすべての予算に関する連邦年次運営計画」

- (b) 連邦コード第31編第11章—運営計画及び報告の第1114節のあとに次の節を加える。

「第1115節 運営計画

- (a) 第1105(a)節(29)を実施する際に、予算管理局の長は各行政庁に対し、当該行政庁の予算において、各事業に関する年次運営計画を提出するよう求めなければならない。この計画には、

- (1) 事業活動により達成される業績のレベルを明示するために、目標を定めること
- (2) (b)項にいう代替の様式の使用が認められない限りは、その目標を客観的、数量的、計量可能な形で表現すること
- (3) 目標達成のために要求される実施過程、技術的能力、人的資源、情報その他の資源を簡潔に示すこと
- (4) 各事業の結果、サービスのレベル及び成果を計測し、評価する際に利用可能な指標を確立すること
- (5) 設定された目標と実際の結果を比較する基準を示すこと
- (6) 計測された数値を確認する方法を示すこと
が必要である。

- (b) ある行政庁が予算管理局の長と協議の結果、ある事業の活動を客観的、数量的、計量可能な形で表現することが不可能であるという結論を得た場合は、予算管理局の長は代替の様式を使うことを認めることができる。

- (c) ~ (f) (略)

第1116節 運営報告

- (a) 2000年3月31日までに、また、それ以降は毎年3月31日までに、各行政庁の長は大統領及び議会に対し、前年の事業運営に関する報告書を提出しなければならない。

- (b) (略)

- (c) 2000年度の報告は前年度の成果を含んだものでなければならない。2001年度の報告は前2年度の成果を含まなければならず、2002年度の報告は前3年度の成果を含まなければならない。

- (d) ~ (f) (略)

第1117節 免除規定

予算管理局の長は、歳出2千万ドル以下の行政庁については、本編第1115節及び第1116節並びに第5編第306節に定める義務を免除することができる。」

第5節 説明責任及び柔軟性

(略)

第6節 パイロット事業

- (a) 連邦コード第31編第11章第1117節の次に次の節を加える。

「第1118節 運営目標のパイロット事業

(a) 予算管理局の長は、各行政庁の長との協議を経て、1994、1995及び1996年度のパイロット事業を行うため、10以上の行政庁を指定しなければならない。」

(b) (略)

(c) 1997年5月1日までに、予算管理局の長は、大統領及び議会に対して報告書を提出しなければならない。」

- (b)～(c) (略)

第7節 郵便事業

(略)

第8節 議会の監督と立法

(a) 一般的にこの法律のいかなる部分も、事業の目標を設定し、修正し、停止し、あるいは無効にするという議会の権限を制限するものと解されてはならない。

(b) 会計検査院報告について、1997年6月1日までに連邦監査官は議会に対し、この法律の実施状況を、連邦コード第31編第1118節及び第9704節にいう試験的事業に参加したものと含む連邦行政庁ごとの概観を添付して報告しなければならない。

第9節 研修

人事管理局は、予算管理局と連邦監査官と協議のうえ、業務管理研修の内容に戦略計画及び業績評価に関する研修を加えるか、あるいは、管理職を対象として戦略的計画及び業績評価に関するオリエンテーションを行うかしなければならない。

第10節 法の適用

(略)

第11節 技術的修正

(略)

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 202 号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第 201 号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第 200 号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での 1996 年自治	2000/5/19
第 199 号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での 1996 年自治	2000/5/19
第 198 号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第 197 号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第 196 号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第 195 号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティー	2000/3/31
第 194 号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第 193 号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第 192 号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998 年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の 1998 年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリー・カウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国の「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティングー住民自治の原型—	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい